

国際ボランティア貯金の寄附金配分等の認可申請の概要 及び審査結果

1 申請の概要

平成 24 年度の国際ボランティア貯金寄附金に係る配分団体及び当該団体ごとの配分すべき額（以下「配分額」という。）並びに配分団体が守らなければならない事項（以下「寄附金配分等」という。）について、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号。以下「整備法」という。）附則第 23 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第 2 条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成 2 年法律第 72 号。以下「旧寄附委託法」という。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構から総務大臣あて認可申請があったもの。

2 寄附金配分等の概要

（1）配分団体及び配分額（別紙 1）

認可申請された平成 24 年度の国際ボランティア貯金寄附金に係る配分団体及び配分額の概要は、以下のとおり。

項 目	概 要
① 配分団体数及び配分事業数	27 団体 27 事業 (参考) 申請団体数及び申請事業数 44 団体 44 事業
② 配分額	1 億 2,068 万円 (参考) 配分原資 1 億 2,068 万円
③ 配分内訳等	ア 配分地域 アジア 12 か国・地域、アフリカ 2 か国・地域など計 14 か国・地域 イ 1 団体当たりの配分額 平均配分額 446 万円 最高配分額 969 万円 最低配分額 157 万円

(金額は、1 万円未満切り捨て)

（2）配分団体が守らなければならない事項（別紙 2）

配分団体が守らなければならない事項として、配分金の使途の適正の確保に資することを目的とする事項が定められている。

3 審査結果

認可申請された平成 24 年度国際ボランティア貯金の寄附金配分等については、その内容が適当であると認められることから、認可することとする。

寄附金を配分すべき団体及び当該団体ごとの配分すべき額

団 体 名(所在地)	配分額	配分対象援助事業
特定非営利活動法人 アプカス (北海道)	5,300,000 円	住民の生計向上のための家畜飼育指導 (スリランカ・キャンディ県デルトタ郡)
認定NPO法人 IVY (山形県)	3,363,000	貧困農村女性の生計向上のための家畜飼育指導 (カンボジア・スバイリエン州スバイチュルム郡、バベット市)
福島県障害児・者の動作学習研究会 (福島県)	2,968,000	心身障害児等の教育・心理リハビリ指導者の育成 (マレーシア・ペラ州、ペナン州、サワクラ州、サバ州、ケダ州、ネグリスンビンラン州、クアラルンプール)
アジア・アフリカと共に歩む会 (埼玉県)	6,159,000	基礎教育支援のための学校図書室の配備と巡回指導 (南アフリカ・クワズールーナタール州ウグ郡)
特定非営利活動法人 NPOアジアマインド (埼玉県)	5,051,000	ろう学校教員に対する聴能教育等研修の実施及び補聴器装用技術指導 (ミャンマー・ヤンゴン特別区、マンダレー県)
特定非営利活動法人 アジア地域福祉と交流の会 (東京都)	2,749,000	辺地における障害児等のリハビリ支援 (マレーシア・サラワク州カピット郡)
特定非営利活動法人 アジア・レインボー (東京都)	4,234,000	貧困労働者のための職業訓練校(縫製・美容・バイク修理・エアコン修理・電化製品修理)の運営 (カンボジア・プノンペン市)
特定非営利活動法人 幼い難民を考える会 (東京都)	4,910,904	就学前教育の充実のための保育者研修及び教材配布 (カンボジア・ウドミエンチェイ州サムロアン市、モンドルキリ州、ラタナキリ州、バンティアイミアンチェイ州、カンポット州、タケオ州、カンダール州)
特定非営利活動法人 環境修復保全機構 (東京都)	6,634,000	貧困農民の生計向上のための養蚕指導 (カンボジア・モンドルキリ州センモノロム郡)
公益財団法人 結核予防会 (東京都)	1,970,000	医療従事者に対する結核患者情報の管理技術指導及び住民啓発活動 (ネパール・カトマンズ市)
特定非営利活動法人 国際開発フロンティア機構 (東京都)	4,193,000	貧困住民に対する養豚、ココファイバーロープ生産、営農改善指導 (フィリピン・アルバイ州)
特定非営利活動法人 国境なき子どもたち (東京都)	2,808,000	法に抵触した子どもに対する基礎教育及び職業訓練 (カンボジア・バットバン州、バンテアイミアンチェイ州)

団 体 名(所在地)	配分額	配分対象援助事業
特定非営利活動法人 ジャパンハート (東京都)	9,694,000	住民の診療・手術の実施及び医療従事者に対する技術指導 (ミャンマー・サガイン管区)
特定非営利活動法人 シャプラニール＝市民による海外協力の会 (東京都)	3,672,000	障害者のリハビリ支援及び障害者グループの育成 (バングラデシュ・ノルシンディ県ノルシンディ中央郡、ライプーラ郡)
特定非営利活動法人 地球の友と歩む会 (東京都)	5,759,000	農村における土壌侵食防止のための治水工事及び有機農業指導 (インド・タミルナンドゥ州ディンディグル県オダンチャトラム郡)
特定非営利活動法人 難民を助ける会 (東京都)	5,979,000	障害児の教育環境の整備及びリハビリ支援 (カンボジア・カンダール州クサイ・カンダール郡)
社会福祉法人 日本国際社会事業団 (東京都)	3,608,000	貧困家庭の子どもに対する給食付き識字教室の運営 (カンボジア・プノンペン市)
特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター (東京都)	8,661,000	子どもの栄養改善・貧血予防指導 (パレスチナ・ガザ地区ジャバリヤ市)
特定非営利活動法人 パレスチナ子どものキャンペーン (東京都)	5,937,000	難民キャンプにおける歯科診療所の運営及び診療技術指導 (レバノン・ベイルート市)
特定非営利活動法人 ヒマラヤ保全協会 (東京都)	1,596,000	住民に対する森林資源を活用した生活改善指導及び植林の実施 (ネパール・サガルマータ県ソルクーンブ郡、ダウラギリ県パルバット郡)
特定非営利活動法人 JHP・学校をつくる会 (東京都)	6,141,000	学校生徒に対する衛生教育及びトイレの建設 (カンボジア・プレイベン州、カンダール州)
梅本記念歯科奉仕団 (神奈川)	2,536,000	ハンセン病患者の歯科診療、口腔衛生教育、補装具製作技術指導 (ラオス・ビエンチャン県ヒンフープ郡、チャンパサック県パトウポーン郡、ルアンパバーン県チョンベット郡)
特定非営利活動法人 日本口唇口蓋裂協会 (愛知県)	5,765,000	口唇口蓋裂患者に対する手術及び医療従事者に対する技術指導 (ベトナム・ベンチェ省)

団 体 名(所在地)	配分額	配分対象援助事業
特定非営利活動法人 国際交流の会とよなか (大阪府)	3,064,000	住民の生計向上のための縫製・パッチワークキルト技術指導 (ネパール・ジャナクプール県シンズリ郡)
特定非営利活動法人 アフリカ児童教育基金の会 ACEF (奈良県)	4,445,000	エイズ診療所の運営及び飲料水の確保 (ケニア・東州エンブ県ルネンジェス市、ベレー南県)
特定非営利活動法人 草の根協働福岡 (福岡県)	1,917,000	住民に対する堆肥生産技術及び有機農業指導 (ベトナム・南東部タイニン省、アンジャン省)
特定非営利活動法人 地球市民の会 (佐賀県)	1,572,000	農村女性の生計向上のための食品加工・手工芸技術指導 (ミャンマー・南シャン州タウンジー県)

計 27事業 120,685,904 円

配分団体が守らなければならない事項

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第 2 2 条第 1 項の規定に基づく配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した援助事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途には使用してはならない。

2 実施計画の変更等

- (1) 実施計画は、やむを得ない事由がある場合を除き、変更してはならない。やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を機構に別紙様式 1 の実施計画変更承認申請書により申請し、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に係る援助事業について、予定の期日に着手することができないとき若しくは予定の期日までに完了することができなくなったとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに機構に届出を行い、その指示を受けなければならない。
- (3) 団体の名称等欄の記載事項及び定款又は寄附行為（法人格のない団体にあつては、これらに準じた規約等）に変更がある場合は、速やかに機構に届け出なければならない。
- (4) 実施計画の変更等について、機構が配分金を配分する旨の決定を行うに当たっての判断要素の重大な変更等に該当すると認めるときは、機構の指示するところにより、速やかに交付を受けた配分金を返還しなければならない。

3 配分金の経理等

- (1) 配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途状況を明らかにしておかなければならない。
- (2) 配分金に係る援助事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、機構の指示するところにより、速やかに余剰に係る金額を返還しなければならない。
- (3) 配分金によって取得又は効用等の増加した財産については、援助事業完了後も配分金交付の目的に沿って、その効率的及び効果的運用を行わなければならない。

4 配分金に係るものであることの表示等

配分金に係る施設、機材その他の設備及び物資には、寄附金によるものであることを援助事業の実施地域における公用語により表示しなければならない。

ただし、この表示が困難と思われる場合については、実施地域において報道発表する等適宜の方法により公表すること。

5 完了報告

配分金に係る援助事業が完了したときは、別紙様式 2 の完了報告書により速やかに機構に報告しなければならない。

6 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、機構の指示するところにより、交付を受けた配分金を返還しなければならない。

(参考)

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
附則

第 22 条 機構は、配分金（前条第 1 項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第 4 条第 2 項に規定する配分金をいう。以下この条において同じ。）の用途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体（前条第 1 項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第 4 条第 2 項に規定する配分団体をいう。以下この条において同じ。）が守らなければならない事項を定めることができる。

2 機構は、配分団体に対し配分金の用途についての監査をするものとする。

3 機構は、配分団体が前条第 1 項若しくは旧郵便貯金利子寄附委託法第 4 条第 2 項の決定に係る事業の全部若しくは一部を行わないとき、又は第 1 項若しくは同条第 3 項に規定する配分団体が守らなければならない事項に違反したときは、交付した配分金の全部又は一部の返還を求めるものとする。